住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する公表

住民基本台帳法第１１条第3項及び第１１条の2第１2項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第３条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

公表対象期間：令和４年１１月１日～令和５年１０月３１日

NO	閲覧年月日	閲覧申出者 閲覧委託者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
1	令和4年11月16日	一般社団法人　新情報センター 学校法人　早稲田大学	家族と性と多様性にかんする全国アンケート	昭和28年2月1日～平成17年1月31日の男女　50人
2	令和5年2月17日	秋田募集案内所 自衛隊秋田地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生の募集に関する郵送等	平成１７年４月２日～平成１８年４月1日生の男女